

婚姻前の氏を通称として使用する 権利の現代的意味

——東京地裁判決平成28年10月11日事件を素材として——

立石直子*

目次

- 一、はじめに
- 二、職場における旧姓使用拒否事件
- 三、判決の検討
- 四、民法における婚姻前の氏の位置づけ
- 五、おわりに——旧姓使用の現代的ニーズをふまえて——

一、はじめに

2016（平成28）年10月、東京地裁において、職場における婚姻前の氏の使用に関する判決が出された¹⁾。婚姻に際し氏を改めた女性が職場での旧姓使用を求めたが認められず、戸籍名での人事管理が強制されたことに対し、損害賠償を求めた事案である。2015年（平成27）12月の最高裁におけ

* たていし・なおこ 岐阜大学地域科学部准教授

1) この事件を紹介するものとして、「ローフォーラム 職場での旧姓使用認めない判決」法学セミナー743号（2016）19頁、拙稿「職場による旧姓使用の拒否に対し、損害賠償請求が否定された事例」TKC ローライブラリー <LEX/DB 文献番号 25544090>（2017）。なお、本稿提出後に同テーマを扱う論稿、二宮周平「家族法と戸籍を考える（53）婚姻前の氏の使用と人格的利益の保護」戸籍時報748号（2016）9頁以下、に触れた。そのほか、樋田敦子「『女性活躍』の重点方針の『旧姓使用は女性の権利？それともわがまま？』婦人公論101巻22号（2016）60頁以下。

る民法750条に対する合憲決定²⁾以来、婚姻の際に改姓した者が旧姓を通称として使用する権利は広く認められていく時勢にあると思われた。最高裁決定においては、「近時、婚姻前の氏を通称として使用することが社会的に広まっているところ」、婚姻改姓による不利益は、「このような氏を通称使用が広まることにより一定程度は緩和され得るものである」と述べられていたからである。しかしながら、このような気運に反し、このたびの東京地裁の判決では、原告の損害賠償請求は棄却された。

本稿では、この判決の内容について紹介しながら、本判決を契機として、婚姻前の氏、婚氏、縁氏といった民法上の法的身分の変動に伴って変化する氏の関係について考えてみたい。そのうえで、最高裁により民法750条の合憲性が確認された現在、婚姻前の氏を通称として使用する権利の意味について、今一度確認していきたいと思う。

二、職場における旧姓使用拒否事件 (東京地判平28・10・11判例集未搭載)

(1) 事実の概要

原告は、被告の設置する男女共学の中高一貫の私立学校(以下、本件学校)に専任教諭として勤務する30歳代の女性であり、本件学校において学級担任および教科の授業を担当していた。原告は、本件学校に勤務して10年ほどで婚姻し、婚姻後は戸籍上の氏を夫の氏に改めた。原告は、婚姻後まもなく給与事務担当者にこの事実を告げ、また、本件学校長や理事長に対し、婚姻前の氏を通称として使用することを認めてほしい旨申し入れ

2) 最大判平27・12・16民集69巻8号2586頁。評釈として、水野紀子「夫婦同氏を定める民法750条についての憲法13条、14条1項、24条の適合性」家庭の法と裁判6号(2016)15頁、中里見博「夫婦同氏訴訟最高裁大法廷判決」法学教室431号(2016)30頁、羽生香織「婚姻の効力としての夫婦同氏——民法750条の合憲性」新・判例解説 Watch 19号(2016)109頁、畑佳秀「(1)民法750条と憲法13条、(2)民法750条と憲法14条1項、(3)民法750条と憲法24条」ジュリスト1490号(2016)97頁など。

た。しかしながら、校長および理事長は、本件学校の教職員就業規則9条において、教職員は氏名、住所又は家族等の変更、異動があった場合には速やかに届出をしなければならない旨が規定されていることを理由に、婚姻前の氏を通称使用を認めない旨を告げた。なお、原告は、職務上は戸籍上の氏を使用しているが、日頃の教員生活を送るなかでは婚姻前の氏を名乗っており、多くの生徒や保護者、及び同僚の教職員からも婚姻前の氏で呼ばれている。

その後、組合を通じた交渉の末、原告は、職務遂行上または事務処理上支障がないと認められる書類等について、婚姻前の氏を通称として使用することを認めるよう願書を提出した。願書は、① 戸籍上の氏を公表されることにより個人情報他者に知られ、私生活が乱される恐れがあること、② 社会的に認知されている氏名を通称として使用できないことにより、生徒および保護者を含めた学校関係者の信用や実績を損なうおそれがあること、③ 研究者として一貫して用いている氏名を通称として使用できないことで、著作者の同一性が失われること、④ 出生とともに与えられた氏名は個人の尊厳と不可分であり、戸籍上の氏を名乗らなくてはならないことに精神的な負担を感じることを理由として、法令に抵触するおそれがなく、職務遂行上または事務処理上支障がないと認められる書類等について、婚姻前の氏を通称として使用することを求めるものであった。

これに対し被告は、婚姻により改姓した場合は年度内のみ旧姓使用ができ、次年度以降は戸籍上の氏に切り替えることが慣例であるとして、原告に次年度4月1日以降、業務上及び被告の教職員として行動する際には戸籍上の氏を使用すること、また改姓届を提出するよう求めた。原告はこれに従い改姓届を提出した。

その後、原告は旧姓の通称使用を求めて民事調停を申し立てたが、二回目の期日において不成立に終わったため、時間割表への記載など、本件学校での職務遂行に関する原告の氏名として、婚姻前の氏名を通称として使用することを求めるとともに、人格権侵害にもとづく不法行為又は労働契

約法上の付随義務違反として、損害賠償を請求する訴えを提起した。

(2) 判決の要旨

請求棄却

i) 人の氏名に対する法的評価について

裁判所は、氏名の機能ならびに個人にとっての氏名の価値について、以下のように判断した。「氏名は、社会的にみれば、個人を他人から識別し特定する機能を有するものであるが、同時に、その個人からみれば、人が個人として尊重される基礎であり、その個人の人格の象徴であって、人格権の一内容を構成するというべきものである」。氏名が、他人との間で個人の「識別特定機能、個人の人格の象徴等の性質を有することに照らせば、氏名を自ら使用することが、いかなる場面で、いかなる目的から、いかなる態様で妨害されたとしても法的な救済が一切与えられないとすることは相当ではなく、その意味で、氏名を自ら使用する利益は、民法709条に規定する法律上保護される利益であるというべきである」。

ii) 職場における戸籍名使用の意義

裁判所は、戸籍上の氏について以下のようにとらえた。「婚姻によって氏を改めた場合には、新たな戸籍上の氏を有することとなる。この戸籍上の氏は、婚姻前に使用した実績ないものであるが、出生の直後に付与された人の戸籍上の氏名が直ちに個人の識別特定機能を有し、個人の人格の象徴となるのと同様に、氏の変更後直ちにその名とあいまって上記の機能を有し、個人として尊重される基礎、人格の尊重となるものと解される。」

さらに、婚姻前の氏を使用する利益について、裁判所は以下のように判断した。「婚姻前の氏は、婚姻時まで個人を他人から識別し特定する機能を有し、個人として尊重される基礎、個人の人格の象徴となってきた氏名の一部であり」、その使用の妨害に対して、「何らの法的救済が与えられな

いと解するのは相当ではない」。「通称としての婚姻前の氏を使用する利益は、人格権の一内容になるか否かは措くとしても、少なくとも、上記の意味で、法律上保護される利益であるということができ、これを違法に侵害した場合には不法行為が成立し得る」。「個人の識別特定機能は、社会的な機能であるところ、戸籍上の氏は戸籍制度という公証制度に支えられているものであり、その点で、婚姻前の使用実績という事実関係を基礎とする婚姻前の氏に比して、より高い個人の識別特定機能を有していると言うべきである。」婚姻により改姓する者は戸籍上新たな氏を有するようになるため、婚姻後に旧姓を使用する利益は、「婚姻前に戸籍上の氏のみを自己を特定するものとして使用してきた期間における当該氏を使用する利益と比して、それと同程度に大きなものであるとはいえない」。

「職場という集団が関わる場面において職員を識別し、特定するものとして戸籍上の氏の使用を求めることには合理性、必要性が認められるということが出来る。」また、各証拠から、「婚姻前の氏の使用が広がっていることを踏まえてもなお、いまだ、婚姻前の氏による氏名が個人の名称として、戸籍上の氏名と同じように使用されることが社会において根付いているとまでは認められない」。したがって、「本件のように職場という集団が関わる場面において戸籍上の氏の使用を求めることは、その結果として婚姻前の氏を使用することができなくなるとしても、現時点でそれをもって違法な侵害であると評価することはできない」。

三、判決の検討

現行の民法750条のもとで、婚姻による氏の変動は個人の意思にかかわらず、婚姻当事者の一方に必然的にもたらされる。本判決では、夫婦同氏の原則を定める民法750条を合憲とした2015（平成27）年12月の最高裁決定を踏まえ、婚姻後に改氏した者が職場において婚姻前の氏、すなわち旧姓を通称として使用する権利について問われたといえる。最高裁が民法750

条を合憲とした以上、婚姻による改氏後に婚姻前の氏を使用し続ける道は、旧姓の通称使用でしかありえない。これに対し、本件での裁判所の判断に期待が寄せられていた。職場における旧姓の使用をめぐることは、先行する裁判例として国立大学(当時)での旧姓使用が争われた1993(平成5)年の関口事件³⁾があるが、その後の旧姓使用の社会的広がりや2015(平成27)年の最高裁決定を受け、裁判所が、職場での旧姓使用についてどのように判断するかが注目された⁴⁾。

以下、裁判所が判断した内容について検討していく。

(1) 氏、氏名についての法的評価

氏名に対する権利を氏名権ととらえ、それは人格権を構成するとの見解について学説上大きな批判はない⁵⁾。氏名権は、氏名に関する判例の展開に沿って、その権利性を発展させていったといえる。初期には氏名の冒用を阻止することが氏名権の内容と理解されたが、1988(昭和63)年のNHK日本語読み事件⁶⁾では、氏名を正確に呼称される利益をも含むもの

3) 東京地判平5・11・19。判タ835号58頁、判時1486号21頁ほか。評釈として、水野紀子「夫婦別姓訴訟：氏名権妨害排除等の請求」私法判例リマックス10号(1995)76頁以下、二宮周平「国立大学教員の通称名使用と戸籍上の氏名の強制」判タ855号(1994)51頁以下など。

4) そのほか、関口事件以降に職場での旧姓使用をめぐる争われた裁判例として、取締役であった女性に対し会社が戸籍上の氏を名乗ることを命じたことにつき、女性的人格権を侵害するものとして慰謝料50万円が認められた事案(大阪地判平14・3・29労働判例829号91頁)があるが、同時に減給処分などについて争われており、会社での人間関係に絡むハラスメント的な要素を含む事案のようである。また、公立高校教諭の人事異動を報じる新聞発表に関して、原告が求めた旧姓での掲載が拒否され、戸籍名で掲載されたことに対する損害賠償請求事件(横浜地裁平成25年6月3日和解)もあるが、和解が成立しておりその内容は公表されていない。後者については、gender & law (GAL)のHPにある判例紹介により知った。

5) 氏名権一般については、田中通裕「氏名権の法理」民商法雑誌120巻4=5号(1999)702頁以下、川井健「氏名権の侵害」伊藤正己編『現代損害賠償法講座(2)』日本評論社(1995)223頁以下ほか。

6) 最判昭63・2・16民集42巻2号27頁。

として、氏名権の権利性は拡大していく。さらには、氏名権の本質は氏名に関する自己決定権論へとつながっていったといえる。これには、関口事件や90年代以降の選択的夫婦別氏制度の導入に関する議論の貢献が大きい。本件で争われた職務において婚姻前の氏を通称として使用する権利についても、氏名権の一内容であると言える。

本件では、氏名に関する基本的な認識として、氏名に関する従来の判断を踏襲している。裁判所は、1988（昭和63）年のNHK日本語読み事件における判断にしがたい、氏名の持つ他者との識別及び特定機能に加え、個人からみれば、氏名が個人の人格の象徴として人格権の一内容を構成するとの理解を本件判断の前提とした。また人は氏名を他人に冒用されない権利を有するとして、これへの侵害については損害賠償を求め得るとともに、侵害行為の排除及び将来の侵害行為の差止めを求めうとした点も、先行の判例⁷⁾に沿うものである。そのほか本判決では、人の氏名について、氏と名をセットにした「氏名」としてだけでなく、氏名を構成する要素としての「氏」単体についても同様に、法律上保護される利益があると確認している。

これらの氏、氏名への評価はあくまで戸籍上の氏、氏名一般についてであるが、判決においては、婚姻前の氏の使用に関してもその法的評価が確認されている。裁判所は、婚姻前の氏について、その使用の妨害について法的な救済が与えられる可能性を示した。すなわち、通称として婚姻前の氏を使用する個人の利益も法律上保護され、これへの侵害については不法行為が成立すると判示したのである。もっとも、裁判所は、通称として婚姻前の氏を使用する利益が人格権の一内容を構成するかどうかという点については判断せず、また、夫婦同氏制に対する先の最高裁決定と同じく、婚姻前に築いた個人の信用、評価、名誉感情等を婚姻後も維持する利益等は、人格権の一内容となるとまではいえないと判断している。

7) 最判昭61・6・11民集40巻4号872頁。

(2) 職場での旧姓使用に関する判断

2015(平成27)年の最高裁決定では、「婚姻前に築いた個人の信用、評価、名誉感情等を婚姻後も維持する利益等は、憲法上の権利として保障される人格権の一内容であるとまではいえない」とするものの、婚姻に伴う改姓の個人への影響について以下のように評価している。「従前の氏を使用する中で形成されてきた他人から識別し特定される機能が阻害される不利益や、個人の信用、評価、名誉感情等にも影響が及ぶという不利益が生じたりすることは否定でき」ない。「特に、近年、晩婚化が進み、婚姻前の氏を使用する中で社会的な地位や業績が築かれる期間が長くなっていることから、婚姻に伴い氏を改めることにより不利益を被る者が増加してきていることは容易にうかがえる」。つまり裁判所は、民法750条に規定される夫婦同氏の原則の下で、婚姻する当事者の一方(多くの場合、女性の側)が改姓による不利益を被っていることを認め、その今日の影響についても認識している。

上述のように、職場における旧姓の通称使用をめぐることは、先行する裁判例として、国立大学での旧姓使用について争われた関口事件がある。本件と同様に教育現場での職務における旧姓使用について争われた事件であるが、裁判所はいわゆる通称名や婚姻前の氏名を使用する権利としての氏名保持権について、憲法13条で保障される権利であるとは認めなかった。これに対し、婚姻前の氏の通称使用の権利性を認める見解もある⁸⁾。関口事件は当時という国立大学における事件であったため、国家公務員としての職務における婚姻前の氏の使用について判断された。裁判所は、婚姻前の氏が国民生活のなかで基本的なものとして根付いていないため、公務員の職場において旧姓を通称名として専用することは普遍的とはいえず、人

8) 二宮氏は、婚姻前の氏の通称使用することの一般的な権利の内容として、個人が特定の通称だけを社会的にも私的にも一貫して使用していれば、職場等の公的な場面でも通称での取り扱いを保障する義務があるとの主張をしている。二宮周平「氏名の自己決定権としての通称使用の権利」立命館法学241号(1995)611頁以下。

格的生存に不可欠なものということはできないと判断していた。一方、本判決は私立学校の事案であり、公務員の職場に限定されない一般の職場における旧姓使用がどのように判断されたかという点も注目に値する。

裁判所は、婚姻後の旧姓使用について法律上保護される利益があることを認める一方で、戸籍が戸籍法に基づく唯一の身分関係の公証制度であることから、個人の同一性を識別する機能において戸籍名より優れたものは存在しないと判断した。したがって、戸籍上の氏には「旧姓よりも高い個人の識別機能がある」ことを根拠に、職場が旧姓使用を制限し戸籍上の氏の使用を求めることには合理性があると確認した。

また、本判決で旧姓使用の「場面」とされたのは、「職場という集団が関わる場面」あるいは「職場が関わる場面」と表現される一般の職場である。裁判所は、旧姓使用と比較しながら、一般の職場において職員の識別、特定のために戸籍上の氏の使用を求めることの合理性、必要性を認めた。すわなち、本判決を通じ、職員の把握など職場の人事管理を戸籍名によって行うことが合理性を有する範囲は、公職に限らず、「職場が関わる場面」として職場一般に拡大されたと言えるだろう。

(3) 旧姓使用に対する認識

本判決と2015（平成27）年の最高裁決定との間で異なるのは、旧姓使用の社会的な広がりに関する認識である。先の最高裁決定では、結論として、夫婦同氏の原則を定めた民法750条につき憲法13条、14条ならびに24条に違反するものではないと判示した。その根拠について述べる部分において、旧姓使用について触れられている。「夫婦同氏制は、婚姻前の氏を通称として使用することまで許さないというものではなく、近時、婚姻前の氏を通称として使用することが社会的に広まっているところ、上記の不利益は、このような氏の通称使用が広まることにより一定程度は緩和され得るものである（下線筆者）」。つまり、最高裁では、夫婦同氏の原則を變更せずとも、婚姻前の氏の通称使用の広がりにより、夫婦同氏の原則のも

と改氏をした者の不利益は解消されていく、という希望的観測を示していた。

これに対し本判決で述べられたのは、「婚姻前の氏の使用が広がっていることを踏まえてもなお、いまだ、婚姻前の氏による氏名が個人の名称として、戸籍上の氏名と同じように使用されることが社会において根付いているとまでは認められない（下線筆者）」ということだった。つまり本判決では、旧姓の通称使用は社会的に根付いておらず、「本件のように職場という集団が関わる場面において戸籍上の氏の使用を求めることは、その結果として婚姻前の氏を使用することができなくなるとしても、現時点でそれをもって違法な侵害であると評価することはできない」としているが、本末転倒であるように感じられる。最高裁の言うように、旧姓の通称使用の広まりにより、婚姻による改氏に伴う不利益が緩和されるためには、婚姻前の氏の通称使用が個人の属する職場等で公認されていかなければ、社会全体に根付いていくわけではないと思われるからである。

四、民法における婚姻前の氏の位置づけ

ところで、離婚後や養子縁組の離縁後は、民法上に婚氏続称制度や縁氏続称制度が存在し、届出により婚姻中や縁組中の氏を引き続き称することが保障されている。一方で、婚姻に伴い改氏をした者が旧姓を称することを保障するいかなる制度も、民法上には存在しない。戦後の民法改正時には、さまざまな議論のなかで明治民法の夫婦同氏制度を維持するにあたり、婚姻により氏を変更した者は、通称を用いることができるから不都合はないと説明されていた⁹⁾。もっとも、戸籍名とは別に、旧姓の通称としての使用が公認されないのに、旧姓の通称使用が社会的に常態化していくことは難しいと思われる。民法は、人の法的な身分の変動に伴う氏の変動

9) 中川善之助「改正民法余話」ジュリスト936号(1989)95頁。

についてさまざまなルールを定めるが、そもそも、それぞれの氏相互の関係はどのように考えられているのだろうか。これを確認することにより、現行の法制度のなかで婚姻前の氏がどのように位置づけられるのか考えてみたい。

(1) 民法上の氏の優劣

法律上の身分の変動に伴い、氏自体も変動する場合がある。代表的には、婚姻や養子縁組、またそれらの解消に伴う氏の変動である。婚姻については、民法750条に定める夫婦同氏の原則によって、夫または妻のいずれか一方は氏を改めなければならない。また、養子縁組によって養子は養親の氏を称する（民法810条）。つまり民法上もまた戸籍法上においても、婚姻後あるいは養子縁組後に、婚姻前の氏あるいは縁組前の氏を称する仕組みは用意されていない。婚氏と縁氏の関係については、婚姻に伴う改氏は民法上必然のものであり、養子縁組による養子の改氏に優先するといえる。というのは、養親の氏を称する養子についても、婚姻すれば相手方配偶者の氏を称することもあり得るからである。これは身分行為の順序の問題ではない。婚姻時に改氏した者が婚姻の後に養子縁組をする際には、夫婦同氏の原則が優先され、養子は養親の氏を称さない（民法810条ただし書）。

(2) 婚氏続称制度、縁氏続称制度にみられる続称の保障

現行民法には、「呼称上の氏」として身分変動の前の氏の続称を認める仕組みがあり、そのような氏は「法律上の氏」とは区別して捉えられる。具体的には、民法767条2項に定める婚氏続称、民法816条2項に定める縁氏続称の制度によって称される氏のことである¹⁰⁾。それぞれ離婚後あるい

10) そのほか、戸籍法107条1項に基づく氏の変更（やむを得ない事由による氏の変更）、戸籍法107条2項に基づく氏の変更（外国人配偶者の氏への変更）による氏についても、「呼称上の氏」と分類される。

は離縁後に、婚姻中や縁組中の氏を引き続き称することを認める制度である。「呼称上の氏」とはいえ通称使用を公認する程度の制度ではない。「呼称上の氏」による戸籍編製が行われ、続称による氏と名は戸籍上の氏名となる。これらの制度は、1976（昭和51）年および1987（昭和62）年の民法改正により導入された。この婚氏続称、縁氏続称に関する民法改正時の資料を追いつながら、「呼称上の氏」の制度の導入の経緯について確認したい。

i) 婚氏続称制度の導入について¹¹⁾

戦後から1960年代に至るまで、離婚により復氏した者が婚氏の続称を求める裁判がみられる。やむを得ない事由によって氏の変更を認める戸籍法107条1項にもとづく氏の変更の許可請求である。1964（昭和39）年の広島高裁判決は、離婚後に復氏した女性に婚氏への氏の変更を認めている。離婚後に子を引き取り養育していること、また婚姻時の氏名が職業上信用を得ていること、婚姻時の夫の家の祭祀を行っていることなどの事情が考慮されたものである¹²⁾。これらの裁判例をみると、戸籍法107条1項による氏の変更の一部として、事実上、婚氏続称は認められることもあったといえるが、当然ながら裁判所の手続が伴い、その手続は煩雑であった。そして、このような煩雑さを享受しなければならないのは、婚姻に伴い改氏することが圧倒的に多い女性の側であった。したがって、婚氏続称制度の導入は、ジェンダー視座から求める声が大きかった。

1976（昭和51）年、国際婦人年をきっかけとして民法が改正され、767条2項として婚氏続称の制度が導入された。当時の法務省大臣官房参事官の千種秀夫氏、ならびに同省民事局参事官の浦野雄幸氏は、婚氏続称制度導入の理由について、離婚後の復氏による不利益と離婚後の子どもの監護教

11) この法改正時の離婚を法社会的に分析するものとして以下の文献があり、ここでは婚氏続称制度の導入が、離婚に伴うジェンダー格差を是正するための法制の導入として紹介される。小谷朋弘「戦後後半期の離婚紛争の増加と社会統制（1）——離婚動向の法社会的解読」*広島法学*33巻2号（2009）316頁。この文献により山崎道子事件ほかを知った。

12) 前掲注11, 312頁。

育上の不都合によるもの、と説明している。前者については、離婚後に「復氏する者にとっては社会生活上不利益を被るおそれもあり、ことに夫の氏を称する婚姻が全体の九五パーセント以上を占めるわが国の婚姻の実態に照らすと、この不利益はほとんどの場合妻が負わなければならない」と述べ、離婚後に氏が変わる者の被る不利益が認識されている¹³⁾。さらに、「女性の社会的活動が活発になるに従い、離婚によって、氏が当然に変わるとは社会生活の上で不便」、「離婚の事実世間に知られるなど心情的にも好ましくない点が少なくない」、「婦人の地位の向上の視点から、離婚する配偶者は、その自由な選択に従い、離婚の際の氏をそのまま称し続けることができるようにした」と説明している。

ii) 縁氏続称制度の導入について¹⁴⁾

1987（昭和62）年の民法改正は、主には特別養子縁組制度の導入に関するものである。この改正において民法816条に2項が追加され、養子縁組の日から7年が経過した後であれば、離婚後3か月以内の届出によって離縁復氏者の縁氏続称制度が導入された。ただし、縁組が氏の変更の代用として濫用されるのを防ぐために、7年以上という限定が設けられている¹⁵⁾。立法時の資料を確認すると、この7年という期間の根拠については、衆議院の法務委員会において日本社会党の坂上富男氏が質問しているが、これに対する法務省民事局長の千種秀夫氏の返答からは、7年という期間の根拠は明確でない¹⁶⁾。ただ、縁氏を続称するための要件として、社

13) 「『民法等の一部を改正する法律』の解説（上）」ジュリスト617号（1976）70頁以下。なお、後者については、復氏により母と子の氏が異なることが子の監護教育上好ましくないと説明されている。

14) 第百九回国会衆議院法務委員会議録第六号、<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugin/109/0080/10908250080006.pdf>（最終アクセス2017年1月20日）

15) 二宮周平『家族法第4版』新世社（2013）199頁。

16) 前掲注14、23頁。千種秀夫政府委員は、以下のように述べている。「大体もとへ戻るべきものを戻さなくてもいいということは、それだけの社会生活における実績と申しますか、利益というものが必要であろうと考えられます。どのくらい使っておったからそれ

会生活における実績や利益が必要とされることが説明されている。

このように改めて婚姻と養子縁組に伴う氏の変動のルールや相互の関係を確認すると、婚姻前の氏や縁組前の氏については、法制度上その価値が認められていないことがわかる。1960年代、1970年代の民法改正を通じて導入された婚氏続称制度、縁氏続称制度の存在を考慮すると、なおのことその不均衡が強く感じられる。婚氏であれば制限なく、縁氏であれば7年以上の実績により、離婚や離縁による復氏後も婚氏や縁氏の続称が法律上保障されることを考えると、婚姻前の氏については婚姻最低年齢から少なくとも16年以上の使用実績があるのであり、婚姻前の氏を引き続き使用するための制度保障がないことについて、整合性を欠くように思われる。戸籍編製の問題が背景にあることは自明であるが、これらの説明を、「呼称上の氏」「法律上の氏」という概念を使って説明するしかないのは、日本の戸籍制度が家族単位を基礎とするがゆえであり、民法上の氏の制度について戸籍制度の抱える問題を解くこと抜きに語れないことを示しているとも言えるだろう¹⁷⁾。

婚氏続称制度や縁氏続称制度は、女性の地位の向上や生活上の実質的な不利益の解消のために導入されてきた。確かに、後述のように旧姓使用を認める企業は増えているようだが、婚姻前の氏を通称として使用できるか否かが、個人の属する集団や社会に依存するというのは不合理である。また司法においても、上述の裁判例にみられるように、婚姻後に職場が戸籍上の氏の使用を求めることを違法ではないと判断するなど、旧姓使用の権利に対する判断は一様でない。民法上の他の氏の法制との対比からも、選択的夫婦別氏制度の導入に限定されず、婚姻前の氏や縁組前の氏の続称を

↘が使えるかということになりますと、やはり社会生活の中で一定期間という者の実績が必要だろう。それが大体七年くらいではないかということで、七年というものが規定されたわけでございます。」

17) 氏と戸籍の関係について資料は多いが、例えば久武綾子『氏と戸籍の女性史』世界思想社(1998)、高梨公之『日本婚姻法史論』有斐閣(1976)ほか。

保障する何らかの制度設計が必要であるように思う。

五、おわりに——旧姓使用の現代的ニーズをふまえて——

関口事件の段階では、旧姓使用はいまだ社会一般に普遍的なものではないと判断されていた。実際、1998（平成10）年の段階で旧姓使用を認めている国内の企業は22.8%とする調査結果が公表されている¹⁸⁾。この調査によると、旧姓使用を認めている企業は、労働者1000人以上の企業では28.6%、300～999人規模の企業で21.1%、299人以下では18.8%となっていた。旧姓を認める理由には、「個人の意思をなるべく尊重するという会社の経営姿勢（意思表示）」とする企業が最も多く（69.4%）、次いで「女性営業職等の増加にみられる女性の職場進出の影響による」との回答が続いた（32.9%）。しかしながら、関口事件から20年以上が経過した現在、職場における旧姓使用の状況については変化がみられる。まず、職場での旧姓使用の広がりである。国家公務員については、2001（平成13）年7月11日、各省庁人事担当課長会議の申合せ¹⁹⁾として、職員からの申出により職場での使用する文書等に旧姓記載を行うことが認められ現在に至っている。民間企業における状況についても、財団法人「労務行政研究所」の調査によると、2016（平成28）年時点で旧姓使用を認めている企業は82.9%であり、そのうち旧姓を使用する選択をする社員がいる企業は98.0%であった²⁰⁾。

18) 「特集 企業における旧姓使用の取り扱い」労務事情924号（1998）5頁以下。ここでは、国内の企業372社からの回答をもとに企業における旧姓使用の状況を説明する。本文中に1994年の調査とほぼ同じ結果であることが説明されている。

19) この申合せでは、「文書等」として、(1) 職場での呼称、(2) 座席表、(3) 職員録、(4) 電話番号表、(5) 原稿執筆、(6) 人事異動通知書、(7) 出勤簿、(8) 休暇簿、を挙げており、これ以外にも使用を拡大することを妨げない、としている。

20) 財団法人労務行政研究所2016年調査「共働き時代における企業の人事施策アンケート」。ここでは、国内の企業123社からの回答をもとに企業における旧姓使用の状況を説明する。なお、2013（平成25）年時点で旧姓使用を認めている企業は65.4%であった。労政時報3914号（2016）83頁以下。

企業規模別でみると、労働者1000人以上の企業では77.8%、300～999人規模の企業で89.2%、299人以下では89.2%であった。この約20年の間に、企業における旧姓使用を認める状況はかなり広がっているといえる。

また、新しい動向もみられる。2014(平成26)年10月に内閣に設置された「すべての女性が輝く社会づくり本部」が、女性活躍推進法や基本計画に基づき、2016(平成28)年5月20日、「女性活躍加速のための重点方針2016」をまとめた。この方針においても、「旧姓の通称としての使用の拡大」が盛り込まれた。具体的には、住民基本台帳法施行令等の改正により、住民基本台帳やマイナンバーカードに旧姓併記を認めようとするものである。同時に、公務員の旧姓使用の拡大を働きかけること、さらに、通称使用の実態調査として、各種証明書や資格制度における現状や課題についての調査検討を踏まえ、企業や団体への働きかけを進めると述べられている²¹⁾。つまり、行政においても、女性が活躍する社会の基盤整備として、「通称使用」の拡大が必要だと認識である。

確かに、婚姻前の氏を通称として使用する意義は、現実的に高まっている。婚姻年齢の変化からもそれは自明である。初婚年齢が上昇する、いわゆる晩婚化現象により、一般に婚姻前の氏を称する期間は長期化しているといえる。法制審議会民法部会が婚姻・離婚法制の見直し審議を開始した1991(平成3)年と比較すると、初婚年齢は、男性で2.7歳、女性で3.5歳、それぞれ上昇している(2015年、男性30.8歳・女性29.2歳²²⁾)。さらに、1997(平成9)年以降、共働き世帯数が男性雇用者と無業の妻から成る世帯数を上回り、婚姻後も職業生活を継続する女性が増えている。2013(平成25)年の「共働き世帯」比率は、58.8%と半数を超えており²³⁾、女性雇用者の勤続年数も長期化傾向が見られる²⁴⁾。すなわち、職業生活において氏名の

21) http://www.kantei.go.jp/jp/headline/brilliant_women/pdf/20160520honbun.pdf 参照。
(2017年2月1日最終アクセス)

22) 厚生労働省「人口動態統計」により、平均初婚年齢の推移を確認した。

23) 内閣府「男女共同参画白書」平成26年より。

24) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」平成24年より。

持つ価値が高くなっていることが指摘できよう。また、先の2015（平成27）年の最高裁決定においても、「近年、晩婚化が進み、婚姻前の氏を使用する中で社会的な地位や業績が築かれる期間が長くなっていることから、婚姻に伴い氏を改めることにより不利益を被る者が増加してきていることは容易にうかがえるところである」と述べられ、婚姻に伴い改姓することの不利益が大きくなっていることが認識されている。

このように、個人にとって婚姻前の氏の重要性が相対的に高まっていることを示す資料は後を絶たない。本来、氏名権の視点からは婚姻による改氏を強制する夫婦同氏の原則自体に問題があることは自明であり、これらの数字や情勢の変化が選択的夫婦別氏制度の導入を支える立法事実であることも明らかである。しかしながら、同時にそれは、現段階では、婚姻により改氏した者が旧姓を使用する権利を保障する必要性を示しているともいえるのである。

本稿で紹介した事件においても、裁判所は事実関係として旧姓使用の社会的な広がり適切に評価すべきであったように思う。実際、原告が提出した証拠資料では、本件学校以外の近隣私立校ではすべて旧姓使用が認められている事実が示された。また、実際には本件学校が属する学校法人グループにおいて旧姓使用を認めないのは本件学校のみであった。

民法750条の定める夫婦同氏の原則について、最高裁は合憲であるとの判断を下したが、国内では選択的夫婦別氏を求める声はまだまだ根強く、また国際機関からも夫婦同氏を強制する法制への批判は高い。しかしながら、最高裁決定において夫婦同氏の原則が合憲だと判断された現在では、婚姻前の氏を通称として使用する権利の保障はより一層重要度を増しているとも言える。最高裁が民法750条を合憲と判断する根拠の一つを、「旧姓の通称としての使用が広まることで、不利益は一定程度緩和される」としたことから考えても、婚姻前の氏を通称として使用する権利は、人格にもとづく権利として広く認められるべきである。紹介した事件については、控訴を予定しているとの報道があった。先の最高裁決定における旧姓への

評価との整合性のある判断を期待したい。

【付記】 二宮周平先生のお名前を知ったのは、高校三年生のときだった。夫婦別姓に関する議論が盛り上がっていたその頃、新聞記事のなかで先生が述べておられたことには説得力があり、感動的だった。その後、大学院で勉強するにあたって、指導教授の紹介で二宮ゼミに参加させていただいた。その時に学んだ多くのことは、現在の私の研究における骨格を形成していると思う。その恩に対し、本稿で検討できたことはあまりにも些少で忸怩たる思いしかないが、一つの節目として先生への感謝と今後の研究のご発展、ご健康の祈念の意を示すこととしたい。